

島根県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、障害福祉サービス事業者等業務管理体制に対して行う検査等について、必要な事項を定める。

(検査対象)

第2条 検査対象とする障害福祉サービス事業者等は、要綱第2条第2項及び第4条第2項に基づき、一般検査については、毎年度策定する実施計画において選定し、特別検査については、随時選定するものとする。

(検査通知)

第3条 検査等の実施にあたり、次の様式により障害福祉サービス事業者等に対し通知を行う。

(1) 報告等の徴求

要綱第2条第3項に規定する報告等を求める場合は、別紙様式1により通知を行う。

(2) 出頭の要請

要綱第2条第6項に規定する障害福祉サービス事業者等の従業者に出頭を求める場合は、別紙様式2により通知を行う。

(3) 立入検査等

要綱第3条第1項の立入検査、若しくは第4条第1項の特別検査、又は第5条第3号の立入検査を行う場合は、別紙様式3により通知を行う。

(立入検査実施職員)

第4条 第2条の規定に基づき、選定した障害福祉サービス事業者等の本部等へ立ち入り、要綱第4条の規定による業務管理体制の整備状況を検証する場合は、障がい福祉課又は地域福祉課職員が原則として2人以上で行う。

(検査結果等の通知)

第5条 要綱第2条第5項及び第4条第3項に規定する検査結果の通知は、別紙様式4により行う。また、報告の期限は通知してから1か月以内とし、別紙様式4（別紙）により報告を求める。

(関係自治体への通知)

第6条 要綱第5条第2号の規定による命令に違反したときは、別紙様式7により関係市町村に通知する。

2 要綱第6条の規定により指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者等の組織的関与の有無を検証した場合、別紙様式8により関係市町村に通知する。

(検査後の措置)

第7条 要綱第5条各号に定める事務は障がい福祉課又は地域福祉課が行う。

(勧告)

第8条 要綱第5条第1号の規定により、障害福祉サービス事業者等に対し、改善勧告を行う場合は、別紙様式5により通知し、別紙様式5（別紙）により、勧告事項の改善状況報告を求める。

(命令)

第9条 要綱第5条第2号の規定により、障害福祉サービス事業者等に対し、改善命令を行う場合は、別紙様式6により通知し、別紙様式6（別紙）により、命令事項の改善状況報告を求める。

(検査結果の公表)

第10条 要綱第7条の規定による確認検査結果の公表については、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

附 則

(平成31年3月29日制定)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。